平成２８年（フ）第２５号
大分県杵築市大字猪尾998番地
破産者　鈴木　　恵
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市真砂町69番15号（グリンピア五月202号）
破産者　吉村　雄一
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市西千石町13番６号（マリンⅡ　301号）
破産者　田中　昌利
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目３番５号（田中アパート２Ｆ）
破産者　黒田　沙織
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
北海道旭川市豊岡２条４丁目６番23号　プチシャトー豊岡101号
破産者　藤本由紀子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４７号
北海道旭川市６条通15丁目７番地の20　ルーベデンス303
破産者　月岡ちづ子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
北海道中川郡池田町字豊田212番地の２
破産者　北野　和芳
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
秋田県能代市河戸川字後田145番地
破産者　大塚　祐介
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２８号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字渡ノ羽１番地71
破産者　奈良　一紀
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３３号
秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙１番地８
破産者　藤嶌　眞一
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２３号
福島市黒岩字弥生37番地の10
破産者　宮﨑　秀雄
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２４号
福島市黒岩字弥生37番地の10
破産者　宮﨑　キク
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９１号
福島市東浜町10番２号
破産者　山口　昌宏
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９２号
福島市南沢又字東谷地９番地の12
破産者　山口喜代次
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４８５号
相模原市南区上鶴間本町４丁目50番30号　プラザ野澤206
破産者　立花　龍二
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５号
京都府福知山市字中ノ216番地の５
破産者　大山　貴司
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
高知県須崎市多ノ郷甲1736番地６
破産者　橋本　　真
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第２７号
福岡県田川郡糸田町3330番地
破産者　平川嘉代子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１７９号
大分県津久見市入船西町３番１号
破産者　吉岡　初幸
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係